

令和 3 年度山口県職業訓練実施計画

(総合計画)

令和 3 年 4 月 1 日

山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部

目 次

1 総説	1
(1) 計画のねらい	1
(2) 計画期間	1
(3) 計画の改定	1
2 労働市場の動向と課題等	1
(1) 労働市場の動向と課題（令和2年度における雇用失業情勢及び令和3年度の動向見込み）	1
(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況	2
3 公的職業訓練の実施方針等 ((1)～(13))	2
4 訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）	8
(1) 施設内総括	8
(2) 技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	11
(3) 委託訓練	12
(4) 求職者支援訓練	14
(5) 速成訓練	該当なし
(6) 日本版デュアルシステム	15
(7) 第1種定員調書	15
5 障害者職業能力開発校における実施計画表	該当なし
(1) 普通職業訓練総括表	該当なし
(2) 技能向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	該当なし
6 特別委託訓練の実施計画表	該当なし
7 実践的な職業訓練への橋渡し訓練	16
8 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等	17
(1) 関係機関との連携	17
(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施	17
(3) その他	17
9 公共職業能力開発施設の名称及び所在地等一覧表	18
10 職業能力開発施設の配置図	19

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 2 条に規定する労働者及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「対象者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、能開法に基づき公共職業訓練施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や求職者支援法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下、求職者支援訓練）という。）など多岐にわたること等を踏まえ、対象者の職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題（令和 2 年度における雇用失業情勢及び令和 3 年度の動向見込み）

① 令和 2 年度における雇用失業情勢

本県の令和 3 年 1 月の有効求人倍率は、1.26 倍と前年同月と比較して 0.23 ポイント低下した。また、有効求人倍率が 1.3 倍未満で推移している状況は、令和 2 年 5 月以降 9 ヶ月連続となっている。令和元年度平均求人倍率の 1.56 倍より低い水準で推移している要因としては、有効求職者数の増加が続いていることがあるが、背景としては、「新型コロナウイルス感染症前と比較し、求人数が大きく減少した中で、求職者が希望する仕事や労働条件に合った求人を見つけにくい状況となっていて、求職活動期間が長期化する方が増加している」ことが考えられる。

また、令和 3 年 3 月新規高校卒業予定者の令和 3 年 1 月末現在の就職内定率は、96.5% で、前年同月と比べて 0.2 ポイント増加している。

② 令和 3 年度の動向見込み

日本銀行下関支店が令和 3 年 2 月発表した山口県金融経済情勢では、「省内景気は新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体としては持ち直しつつある。」となっている。

また、県内の雇用情勢は、求人が上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 874人（令和2年12月末現在）
- ・求職者支援訓練 130人（令和2年12月末現在）

令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	81.9%
委託訓練	62.7%
- ・求職者支援訓練

基礎コース	20.0%
実践コース	65.3%

注1 施設内訓練は令和2年9月末、委託訓練は令和2年8月末までに修了した訓練の訓練修了後3か月までの就職率。

注2 求職者支援訓練については、令和2年4月以降令和2年5月までに修了した訓練の修了者等に占める訓練修了3か月後までに雇用保険適用就職した者の割合。

3 公的職業訓練の実施方針等

(1) 令和3年度の職業能力開発実施計画の特色

① 県立校

東西の高等産業技術学校を「地域産業界への人材育成拠点」と位置付け、時代の要請に沿った訓練内容の充実を図っていく。

大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用するなど、産業界や求職者のニーズに合致した、多様で効果的な訓練を実施する。

② 機構立施設

機構が行う離職者訓練は、地域の雇用失業情勢を把握し、産業動向、人材ニーズ等を踏まえ、「ものづくり分野」を中心とした6か月訓練を実施する。訓練開始時期は4月、6月、7月、9月、10月、12月、2月、3月とし、訓練受講機会の分散化を図っている。また、就業経験が少なく職業能力形成機会に恵まれなかつた方や、すぐに実践的な職業訓練等を受講することが困難な方等のために、1か月の橋渡し訓練（8月、11月）を6か月訓練と組み合わせて実施する。

(2) 学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(3) 在職者訓練の実施方針

① 県立校

高等産業技術学校の施設内において、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練を実施するとともに、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。また、令和3年度から「3次元CAD」コースを新たに実施する。そのほか、企業ニーズに即した訓練として、中小企業団体等の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

② 機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、地方公共団体との役割分担を明確にし、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、「ものづくり分野」に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(4) 離職者訓練の実施方針

① 県立校

主として常設の短期過程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業力が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。また、民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、在宅で受講できるeラーニングや、ITスキルを習得するためのカリキュラムを盛り込んだ訓練、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、国家資格等を取得し正社員就職を目指す長期の職業訓練において、IT系の国家資格を取得するコースを新たに実施する。

② 機構立施設

求職者を対象に「ものづくり分野」における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症を起因とする雇用情勢の悪化が想定されることから、テクニカルオペレーション科及び電気設備技術科の定員を約2割増とした283名とした。

(5) 求職者支援訓練の実施方針

令和3年度においては、非正規雇用労働者、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者、休業中の労働者、シフト制で働く労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能が果たせるよう600人程度に訓練機会を提供する。

また、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の70%程度）その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業者を安定した職業生活に移行させるため、当該者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練1コースを設定する。基礎コースのうち、若年層におけるコミュニケーション能力、ビジネスマナー向上等の職業能力開発講習を中心とした訓練1コースを地域ニーズ枠として設定する。

なお、求職者支援訓練修了後3か月以内の就職について、基礎コースにおいて雇用保険適用就職率58%、実践コースにおいて同63%を目指す。

(6) 障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い、可能な範囲で身体障害者を受け入れている。平成13年度から委託訓練を実施しており、障害者を対象とした訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(7) 職業能力開発実施体制の長期的方向（訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方）

① 県立校

雇用情勢や人材ニーズの変化に即応した訓練を実施するために、離転職者向けの訓練を充実させるとともに、少子化や高校生の進学状況を踏まえ、普通課程を縮小するなど、平成26年度以降の訓練科の見直しを行い、さらに企業の人材ニーズを踏まえ、応募率や就職率等の向上に向けた訓練内容の見直しを行っている。

また、相次ぐ製造業の大規模な企業撤退等を踏まえ、平成25年度以降、離職者を対象に年度途中の12月入校や6月入校等の訓練科（6か月訓練）を新設している。

なお、現時点においては、職業能力開発校は現行どおり2箇所を直営で運営する方針としており、再編整備等の予定はない。

② 機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるP D C Aサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間では困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に関連高度なものを実施することとしている。したがって、離職者訓練及び在職者訓練は、機械系、電気・電子系及び居住系の「ものづくり分野」で訓練科を計画している。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関との競合の有無、訓練科の設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それをもとにモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

(8) 施設の統廃合の計画（都道府県立校のみ）

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	—	—	—	—	—
施設数	2校	2校	2校	2校	2校

(9) 入学金・授業料等の徴収状況（都道府県立校のみ）

施設	訓練課程		入学料	授業料	備考
職業能力開発校	普通職業訓練				
	普通課程	中卒者向け訓練	該当なし	該当なし	選考料 2,200円 教材費・被服費等 32,000～130,000円
		高卒者向け訓練	5,650円	118,800円	
	短期課程	離転職者向け訓練			32,000～130,000円
		在職者向け訓練	—	—	5,000～15,000円
職業能力開発短期大学校	高度職業訓練専門課程		該当なし	該当なし	
	高度職業訓練専門短期課程		該当なし	該当なし	

(10) 訓練科目の新設等の計画（施設内のみ）

設置主体	施設名	3年 度			4年 度			5年 度			6年 度			7年 度			備 考
		区分	訓練科名	課程及び定員増減	区分	訓練科名	課程及び定員増減	区分	訓練名	課程及び定員増減	区分	訓練名	課程及び定員増減	区分	訓練科名	課程及び定員増減	
県	山口県立東部高等産業技術学校																
						令和3年度においては、新設等予定なし。											
機構	山口職業能力開発促進センター																

記入上の注意)

1. この計画にあたって、新築等による施設整備（機械整備は除く。）について予算措置が必要な訓練科の表示は次に区分すること。
 イ 3年度開始訓練科 2年度において補助金の交付決定を受け整備済の科..... ○○科
 ロ 4年度以降開始予定訓練科 5年度以降において補助金の交付決定を受け整備を行う予定の科..... ○○科
2. 「区分」欄は、同一訓練科で普通訓練短期課程とする等、課程を変更する場合は、「切替」と記入し、同一訓練課程の中において訓練科を変更する場合は、「廃止」、「新設」と記入する。訓練科の定員を変更する場合、「定員増」「定員減」と記入する。
 なお、施設間における訓練科の異動は「移設」記入し、施設間における訓練科の入れ替えは「移行」と記入する。
3. 訓練期間が2ヶ月未満の訓練は記入しない。
4. 応用課程、専門課程及び普通課程の系・専攻科は、訓練科に読み替える。（以下同じ）
5. 訓練科名は、応用課程、専門課程及び普通課程については、規則別表の科名、短期課程については、実際に使用している科名を記入すること。（以下同じ） 6. 在職者訓練については記載しない。

(11) 都道府県立校の課程別延定員（施設内のみ）

課程別	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		備考
	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	
普通・普通（中卒）													
普通・普通（高卒）	20	120	20	120									
普通・短期（2ヶ月未満）	10	40	10	40									
普通・短期（2ヶ月以上）	10, 15, 30	195	10, 15, 20	195									
高度・専門（短大）													
計		355		355									

(12) 高齢・障害・求職者雇用支援機構立校の課程別延定員（施設内のみ）

課程別	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		備考
	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	
普通・普通（高卒）													
普通・短期（2ヶ月未満）													
普通・短期（2ヶ月以上）	10, 15, 18	262	10, 15, 18	283									
高度・専門（大学校・短大）													
高度・応用（大学校）													
計		262		283									

(13) 障害者の課程別延定員（施設内のみ）

課程別	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		備考
	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	定員	延定員	
国立	普通・普通												
	普通・短期												
県立	普通・普通												
	普通・短期												
計													

（記入上の注意）

- (11)～(13)における「普通・短期」については、技能向上に係るもの（在職者訓練）を除くこと。
- (11)、(13)における「普通・短期（2ヶ月以上）」については、新規学卒者を対象とするものを内数（ ）書きすること。
- (12)における「高度・専門（大学校・短大）」に、高度職業訓練の特定専門課程を含めること。また、「高度・応用（大学校）」に高度職業訓練の特定応用課程を含めること。

4 訓練実施計画表(障害者職業能力開発校分を除く)

(1) 施設内総括

施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練		普通職業訓練												土日 夜間別	定員 第1種 定員		
			専門課程		応用課程		普通課程			短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)				
			定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練			
			1年	2年	1年	2年	定員	定員	1年	2年	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月		
都道府県立・機構立山口県立東部高等産業技術学校	第2種自動車系自動車整備課	11							20 (20)	20 (20)								40 (40)		
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16							20 (20)	20 (20)								40 (40)		
	メカニカルデザイン科	26									10×1 (10×1)	1年 (4月)						10 (10)		
	造園科	29									10×2 (10×2)	6ヶ月 (4, 10月)						20 (20)		
	機械加工科	31									15×1 (15×1)	1年 (4月)						15 (15)		
	溶接技術科	31									20×1 (20×1)	1年 (4月)						20 (20)		
	CAD/CAM短期コース	27									10×2 (10×2)	6ヶ月 (6, 12月)						20 (20)		
	物流機械運転科	11														10×2 (10×2)	1ヶ月 (6, 1月)	20 (20)		
	計	8科							40 (40)	40 (40)	85 (85)						20 (20)		185 (185)	

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練		普通職業訓練												土日 夜間別	定員			
				専門課程		応用課程		普通課程			短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)					
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練				
				1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月			
都道府県立	山口県立西部高等産業技術学校	第2種自動車系自動車整備課	60					20 (20)	20 (20)										40 (40)			
		木造建築科	26							20×1 (20×1)	1年 (4月)								20 (20)			
		電気工事・設備科	18							20×1 (20×1)	1年 (4月)								20 (20)			
		エクステリア・造園科	11							20×1 (20×1)	1年 (4月)								20 (20)			
		空調・設備施工科	27							20×1 (20×1)	1年 (4月)								20 (20)			
		内装リフオーム科	27							20×1 (20×1)	1年 (10月)								20 (20)			
		溶接技術科	28							10×1 (10×1)	1年 (4月)								10 (10)			
		建設機械運転科	7														10×2 (10×2)	1ヶ月 (5, 10月)	20 (20)			
		計	8科					20 (20)	20 (20)	110 (110)								20 (20)		170 (170)		
	県立校小計	16科						60 (60)	60 (60)	195 (195)								40 (40)		355 (355)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	高度職業訓練				普通職業訓練												土日 夜間別	定員 第1種定員		
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)					
			定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練					
			1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及び 訓練開始月				
機構立	山口職業能力開発促進センター	設備保全サービス科	31								15×2 (15×2)	6か月 (6,12月)							星 (30) (30)			
		テクニカルオペレーション科	18								18×4 (15×4)	6か月 (6,9,12,3月)							星 (72) (60)			
		金属加工科	19								10×4 (10×4)	6か月 (6,9,12,3月)							星 (40) (40)			
		電気設備技術科	11								18×3 (15×3)	6か月 (4,7,10月)							星 (54) (45)			
		電気設備技術科(短期型) (7名)	19										15×1 (15×1)	6か月 (2月)					星 (15) (15)			
		住環境計画科	22								18×4 (18×4)	6か月 (6,9,12,3月)							星 (72) (72)			
		計	6科								268 (247)				15 (15)					283 (262)		
合 計										60 (60)	60 (60)	463 (442)				15 (15)			40 (40)		638 (617)	

(記入上の注意)

- 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に（ ）書きで同様に記入すること。
- 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に（ ）書きで記入すること。
- 「訓練科名」欄は、次の要領で記入すること。
 - 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、各訓練コースごとに記入すること（以下同じ）。
 - 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「 」書きで記入すること。
- 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者（駐）と沖縄失業者求職手帳所持者（沖）で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。なお、駐及び沖の定員は、外数で（ ）書きで記入すること。
- 廃止科は、訓練科名（ ）書きし、定員欄に当年度定員を「0」とし、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。
- 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入すること。
- 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入すること。
- 障害者を対象とした訓練科（コース）については、訓練科（コース）名の前に以下の記号を付し、訓練科（コース）名の後に対象となる障害種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）を（ ）書きで記載すること。
- 「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障文・上記以外の場合→障單
- 日本版デュアルシステム（専門課程・普通課程・短期課程）を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を付すこと。
- 職業能力開発総合大学校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を付すこと。

(2) 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山口県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延定期員	備考
都道府県立施設	山口県立東部高等産業技術学校	短期課程	溶接科 機械科 電気工事科 クレーン運転科 情報ビジネス科	10 13 5 16 8	回 165 128 78 195 138	時間 280 344 150 300 105	人
	計			52		1,179 (2,063)	
	山口県立西部高等産業技術学校	短期課程	溶接科 機械科 電気工事科 クレーン運転科 フォークリフト運転科 情報ビジネス科 玉掛け科 建築科 その他（教育）	3 2 2 2 2 4 2 6 4	54 12 48 34 116 54 62 126 20	130 90 50 60 80 40 80 180 120	
	計			27		830 (885)	
	県立施設合計 2 施設			79		2,009 (2,948)	
雇用支援機構立・障害者施設	山口職業能力開発促進センター	短期課程	機械系 電気・電子系 居住系	21 17 9	276 240 108	189 165 105	
	計			47		459 (445)	
	機構立施設合計 1 施設			47		459 (445)	
総合計				126		2,468 (3,393)	

(記入上の注意)

- 「訓練科名」欄は、規則別表第2より選択した訓練科名をその掲げる順に従い記入すること。
ただし、規則別表第2に掲げる訓練科名より選択できないものについては、当該訓練の内容を明確に表した訓練科名を、規則別表第2より選択した訓練科名の後に記入すること。
- 「課程」欄は、普・短(普通訓練・短期課程)、高・専短(高度訓練・専門短期課程)、高・応短(高度訓練・応用短期課程)の別を記入すること。
- 「延定期員」欄は、前年度定員を()書きすること。

(3) 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（4）～（7）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

（記入上の注意）

- 「訓練科」欄には、訓練職種（例：事務、造園、デザイン等）を（ ）書きすること。また、訓練科のうち自動車運転科については、自動車運転科（普通II種）、自動車運転科（大型I種）のように個別に記入すること。
- 「委託施設」欄には、委託施設名と住所を記入すること。
- 「定員」欄は、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。また、「第1種定員」欄は、P6の（記入上の注意）を参照すること。
- 「備考」欄は、主たる訓練対象者（中高年、一般対策、アイヌ対策、障害者等）を記入すること。
- 施設ごとに「小計」欄を設ける必要は無いこと。
- 都道府県立施設毎に計（1施設のみの場合は不要。）を記入し、合計欄には両方の合計を記入すること。
- 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		34	595	
西部高等産業技術学校		36	577	
県計		70	1,172	

（記入上の注意）

- 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。
- 「訓練科」が未定の場合で、訓練職種のみ記載可能な場合には「未定」と記載のうえ、（ ）書きにより記載すること（例：事務、介護、建築等）。訓練職種も未定の場合は、（ ）書きは不要であり、「未定」とのみ記載すること。
- 平成25年度より「離職者等再就職訓練事業」の中の1コースとして実施予定である「母子家庭の母等の職業的自立促進事業」及び「日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）」の訓練コースについても、同表に記載すること。
- 離職者等再就職訓練事業の詳細な計画は、別途通知にて依頼すること。

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース	3か月	10人	各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人	
実践能力習得訓練コース	3か月	49人			
e-ラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2か月	15人			
在職者訓練コース	—	—			
合計		74人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合計			

(4) 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	207人	30%	34%
実践コース	400人	30%	
介護系	80人		66%
医療事務系	80人		
情報系	40人		
その他	200人		
合計	607人		100%

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

- (ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。
- (イ) 1訓練コースの定員上限数は、すべて20名とする。
- (ウ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する
- (エ) 地域ニーズ枠は基礎コース、実践コースで少なくとも1訓練コース分を設定し、それぞれにおいて、認定規模の20%を上限に設定する。
- (オ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、
 - a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、
 - b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから、認定する。
- (カ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は
 - a. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる
 - b. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする
- (キ) 基礎コース、実践コースにおける優先枠14名を含む。

(6) 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練（座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計							15	

（記入上の注意）

- 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
- 類型には「専門課程」、「普通課程」、「短期課程」のいずれかを記入すること。
- 訓練期間には、「○月○日～○月○日（○h）」、「○ヶ月」等を記入すること。
- 定員には、当該年度の定員数を記入すること。

(7) 第1種定員調書

都道府県名 山口県

施設区分	令和3年度計画					支給計画額	
	計画人員（人）				その他		
	障害者等	母子家庭の母等	中高年齢者等	その他			
施設内	12(10)	12(10)	0(0)	0(0)	0(0)	14,662,020(13,147,000)	
施設外	75(82)	46(52)	29(30)	0(0)	0(0)	28,071,980(30,503,000)	
合計	87(92)	58(62)	29(30)	0(0)	0(0)	42,734,000(43,650,000)	

（記入上の注意）

- 施設区分ごとに記入し、「合計」欄には両方の合計を記入すること。
- 「計画人員」欄については、令和3年度における計画人員数を記入すること。また、（ ）内に前年度計画人員数を記入すること。
- 「障害者等」、「母子家庭の母等」、「中高年齢者等」及び「その他」欄については、計画人数の内数として、対象者ごとの計画数を記入すること。また、（ ）内に前年度計画人員数を記入すること。
- 「支給計画額」欄については、支給される訓練手当の総額（基本手当+技能習得手当+寄宿手当）を記入すること。また、（ ）内に前年度計画人員数を記入すること。
- 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

（計画人員の対象者の定義）

- 「障害者等」は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下、労働施策総合推進法という。）施行規則第2条第2項第6号、同第7号及び第7号2で定める身体、知的、精神障害者とする。
- 「母子家庭の母等」は、労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第8号で定める母子家庭の母等とする。
- 「中高年齢者等」は、労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第1号及び同第6号で定める中高年齢失業者手帳保持者及び45歳以上の者（身体障害者を除く）とする。
- 「その他」は、上記対象者以外で労働施策総合推進法施行規則上、就職困難者として定められている者とする。

7 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講 座 名	講座期間	定 員	備 考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科（導入講習付き） 住環境計画科（導入講習付き）	8月3日～8月31日（84h）	10	集合型
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科（導入講習付き） 設備保全サービス科（導入講習付き）	11月2日～11月29日（84h）	10	集合型
合 計	2		20	

(記入上の注意)

1. 訓練科毎に記入すること。
2. 訓練期間には、それぞれ「○月○日～○月○日（○h）」とし、○hには時間数を記入すること。
3. 各項目において未定の事項については、「未定」と記入すること。

8 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和3年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

対象者（在職者訓練の対象者は除く。）に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

また、対象者（在職者訓練の対象者は除く。）に対し、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(3) その他

産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更新の整備及び普及も進めていくこととする。

9 公共職業能力開発施設の名称及び所在地等一覧表

施 設 名	施設設置年度 (建替年度)	人材開発センター設置状況	向上訓練等推進員設置状況	無料職業紹介事業実施状況	所 在 地	代表者番号及びFAX番号	寄宿舎収容定員	管 轄 安定所	訓練施設の特色	将来の特色付けの方向	施設整備状況				
											スロープ	手すり	トイレ	エレベーター	自動扉
山口県立東部高等産業技術学校	管理棟S50年 実習棟S50年 体育館S55年 寄宿舎S53年	有	有	有	〒745-0827 周南市瀬戸見町15-1	TEL:0834(28)2233 FAX:0834(28)4617	24	徳山公 共職業 安定所	機械関係職種を主とする職業能力開発校		○	○	○	×	○
山口県立西部高等産業技術学校	管理棟S55年 実習棟S55年 体育館S58年 寄宿舎S55年	有	有	有	〒752-0922 下関市千鳥ヶ丘町21-3	TEL:083(248)3505 FAX:083(248)3508	44	下関公 共職業 安定所	建築関係職種を主とする職業能力開発校		○	×	○	×	○
山口職業能力開発促進センター 〔ポリテクセンター〕 〔山口〕	管理棟S56年 実習棟S56年	無	有	有	〒753-0861 山口市矢原1284-1	TEL:083(922)1948 FAX:083(932)1935	無	山口公 共職業 安定所			○	○	○	×	○

10 職業能力開発施設の配置図

